

鹿児島県外国人介護人材受入施設環境整備事業 Q & A

事業全般

Q 1 対象となる外国人介護人材の在留資格に制限はあるか。

A 1 経済連携協定（EPA）に基づく介護福祉士候補者を対象とした事業は除きますが、それ以外の外国人介護人材を対象とした取組については全て対象となります。

Q 2 法人単位での応募も可能か。

A 2 各事業所単位での応募を想定しています。

1つの法人から複数施設の応募があっても、施設ごとにそれぞれ個別の応募として受付をします。

Q 3 同一の介護事業所から、外国人介護人材に対する取組を実施する度に、その都度応募を行ってもよいか。

A 3 1事業所からは同一年度に1回のみの応募となりますので、複数の取組を予定されている場合には、それらをまとめた形での応募をお願いします。

Q 4 今後受入れ予定の外国人材に対する取組についても、応募は可能か。

A 4 令和7年度に（令和7年4月1日～令和8年3月31日までに入国）受け入れ予定で、かつ、年度内に実施予定の取組に係る費用であれば、応募可能です。

ただし、応募後に、実際に受入れ予定であることについて、書面等により確認をさせていただくことになりますので、予め御承知おきください。

Q 5 補助の対象となる事業実施期間は。

A 5 令和7年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）に実施する事業が対象となります。

ただし、補助金交付決定以降に実施する事業（発生する経費）が対象となります。対象期間であっても、補助金交付決定より前に実施した事業（発生した経費）は対象外となります。

Q 6 外国人介護職員の受入にあたって必要となる監理団体等へ支払う監理費は、補助対象となりますか。

A 6 補助対象となりません。技能実習生及び特定技能の受入れにあたり、義務的に発生する費用は対象となりません。

Q 7 技能実習生が入国後、就労前に行う日本語の研修は対象となるか。

A 7 技能実習制度において、技能実習計画上実施が規定されている講習（入国後、監理団体等において原則2か月間実施）での日本語研修については対象となりません。

本事業は、外国人介護人材が就労後、介護福祉士の資格取得に向けて、または、日本語でのコミュニケーション促進のため、受入施設が独自に実施する学習支援等が対象となります。

外国人介護職員の介護福祉士の資格取得に必要な取組

Q 8 事業者が支払った日本語能力試験（JLPT等）の受験料や会場までの旅費は補助対象となるか。

A 8 補助対象となります。

Q 9 日本語能力試験等に付き添いとして同行する職員の旅費は補助対象となるか。

A 9 補助対象となりません。

Q 10 事業者が支払った介護職員初任者研修や介護福祉士実務者研修の受講料や教材費は補助対象となるか。

A 10 介護福祉士の資格取得を前提としたものであれば、補助対象となります。

ただし、本県の介護職員実務者研修費用助成事業等の他補助金との併給はできないことに留意してください。

Q 11 日本人の施設職員が、勤務時間外に、外国人介護人材に対して日本語学習や介護の専門知識の学習の支援を行った際の手当は対象となるか。

A 11 勤務時間外において、介護福祉士資格取得や職場・入居者等とのコミュニケーション促進のため、外国人介護人材の学習支援を行う日本人職員の手当については、対象となります。

外国人介護職員とのコミュニケーションを促進する取組

Q 12 受入れが既に決定しており、現在は母国で出国を待っている状況の外国人材と、受入施設職員との間で定期的なオンライン面談の実施を予定しているが、オンライン面談の実施のために購入するタブレットの費用は対象となるか。

A 12 本事業の目的にのみ使用することが明確である場合は補助対象とします。

外国人介護職員の生活支援に必要な取組

Q 13 住居の確保に係る費用、家具・家電等の準備、家賃は対象となるか。

A 13 外国人介護職員の生活に必要な物品の購入や光熱水道費等は補助対象となりません。

Q 14 外国人介護人材が通勤用に利用する自転車や、母国の家族と連絡をとるために利用するWi-Fiの設置費用や利用料は対象となるか。

A 14 「特定の外国人個人に資する費用」や「本事業の目的以外でも容易に利用が可能」なものについては、対象外とします。

(例)

- ・ 自転車の購入費用、予防接種代等、「特定の外国人個人に資する費用」については、対象外とします。
- ・ Wi-Fiの設置費用や利用料については、設置したWi-Fiは「本事業の目的以外でも容易に利用が可能」であるため、対象外とします。

Q 15 「メンタルケアに必要な取組」とは何か。

A 15 外国人介護職員を対象としたカウンセリングに要した費用や外国人介護職員の相談サポートに従事する職員の手当、外国人介護職員の指導担当者等がメンタルケアに係る講習に参加した場合の経費等が想定されています

Q 16 外国人介護職員を含む職員間の親睦を深めるため、飲食を伴う交流会を行った場合は対象となるか。

A 16 交流会の開催に要する経費の大部分を食糧費が占める場合は対象外ですので、新年会、暑気払い等のいわゆる飲み会は対象となりません。地域の交流会等についても同様です。

Q 17 日本人の施設職員が、勤務時間外に、外国人介護人材に対して、介護施設や住居の近隣地域等などの把握や情報提供のために案内することは、手当の対象となるか。

A 17 外国人介護人材の就労先及び居住地における近隣地域の状況等、就労・生活環境に係る情報については、外国人介護人材がその地域で生活を始める上での基本情報として、受入施設が当然提供すべき情報であると考えられることから、対象となりません。